

5 マスタープランの実現に向けた体制

(1) 推進体制

今後、バリアフリー化を進めていくうえで、事業の実施等について進捗を検証し、改善していくことが必要です。このため、市内だけでなく、当事者を含む市民、事業者（施設設置管理者等）、関係行政機関等が連携し、それぞれの役割に立ってバリアフリー化を進められるよう「吹田市バリアフリー推進協議会」を継続設置します。

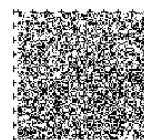
推進協議会では、バリアフリー化事業の進捗確認や一体的なバリアフリー化に向けての情報交換・連絡調整を行います。

また、当事者とのまち歩き現地点検を定期的の実施し、地域のバリアフリー上の課題を継続的に把握します。

○ 過去の取り組み

吹田市バリアフリー基本構想に基づく特定事業の円滑な推進を図るため、バリアフリーの実施状況を当事者等と確認する現地点検を毎年実施してきました。

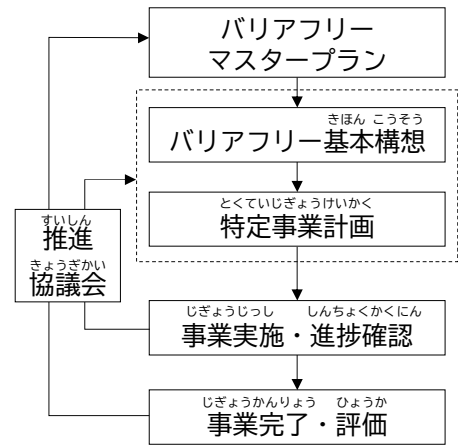
《現地点検の様子（令和6（2024）年 公園東口駅及び周辺経路）》



(2) 進行管理

今後とも当事者を含む市民や事業者などの意見・提案などを踏まえて事業計画を作成し、バリアフリー化の状況を把握しながら計画の改善を図ります。

特にこれまで実施した整備状況のチェック及び評価を行いながら、計画のスパイラルアップ(継続的な改善、向上)を図るとともに、おおむね5年おきにバリアフリーマスタープランと基本構想の見直しを行います。



図：進行管理のイメージ

(3) バリアフリー化を推進するしくみづくり

ア 住民提案制度の利用促進

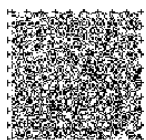
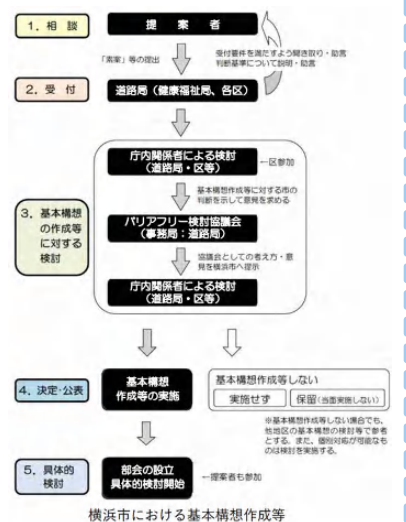
バリアフリー法では、バリアフリーマスタープランや基本構想の作成・改善に関わる住民提案制度が設けられています。住民の発案による重点整備地区の設定を促進するため、新たに住民提案制度活用の市民向けマニュアルを作成します。

○ 取り組みの参考 (神奈川県横浜市)

横浜市では「バリアフリー基本構想作成等の提案の手引き」をホームページで公表しています。令和元年には、羽沢横浜国大駅の開業に伴い、横浜国立大学と周辺地域自治会が駅周辺のバリアフリー化について検討を行い、その成果として住民提案を行っています。

出典：国土交通省「移動等円滑化促進方針・バリアフリー

基本構想作成に関するガイドライン」



イ 施設整備における当事者意見の反映

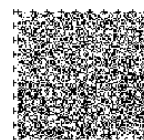
バリアフリー化整備は、各種ガイドラインや条例等による基準に基づき設計・工事を行います。これらの基準だけでは細かな仕様が十分ではなく、障がいのある人にとって使い勝手の悪いものになることがあります。

これまで、吹田市が行う公共施設の新設又は大規模改修工事に際しては、当事者等との意見交換を行うための会議（バリアフリー吹田市民会議）を開催してきました。

今後とも施設の整備等に際して、当事者等との意見交換を行うとともに、「バリアフリー化整備の配慮事項」（p. 44）を参照し、だれもが使いやすい施設デザインを目指します。

ウ 行為の届出

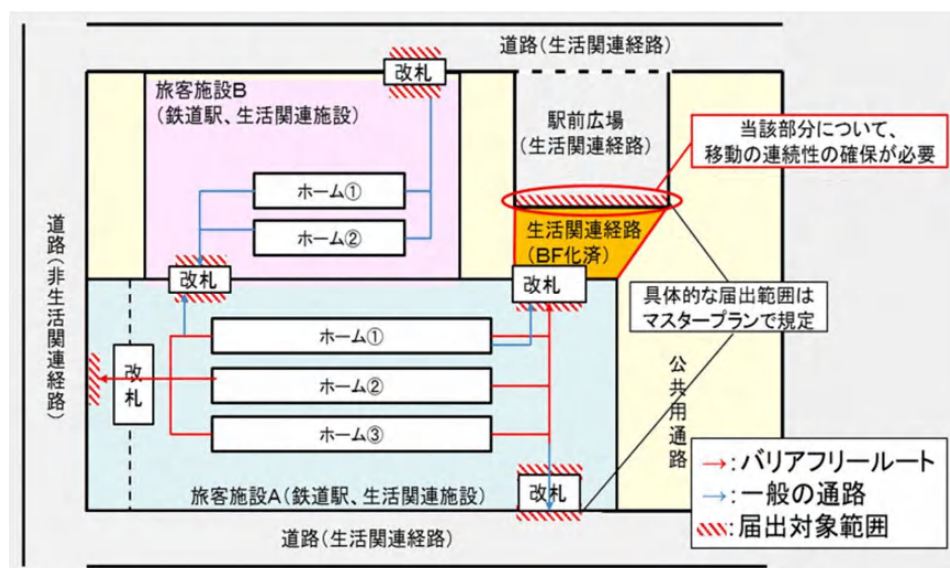
移動等円滑化の促進にあたっては、管理者が異なる施設間であっても、移動の連続性を確保することが重要です。このため、旅客施設及び道路の改良等を行う場合に、事前に事業の概要を把握し、調整を図るため、一定の要件のもとに事前の届出義務を課します。



【届出の対象範囲】

届出義務は、移動等円滑化促進地区の区域において課せられ、公共交通事業者
又は道路管理者は、当該区域の旅客施設や旅客施設に面する生活関連経路の改良
等を行う場合に届出が必要となります。

旅客施設：生活関連施設である旅客施設（生活関連旅客施設）のうち下記の範囲【政令第25条第1号】	・他の生活関連旅客施設との間の出入口 ・生活関連経路を構成する道路法による道路又は市町村が指定する一般交通用施設との間の出入口 ・バリアフリールートの出入口
道路：生活関連経路である道路のうち下記の範囲【政令第25条第2号】	・生活関連旅客施設の出入口又は市町村が指定する生活関連経路を構成する一般交通用施設



届出対象のイメージ図

出典：国土交通省「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」

【担当窓口】

届出対象範囲における事業検討の際には、「吹田市 土木部 総務交通室」へ事前
相談及び届出をお願いします。

